

墨田区営運動場条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行																
<p>別表第1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>八広野球場～立花体育館</td> <td style="text-align: center;">〔略〕</td> </tr> <tr> <td>文花テニス・コート</td> <td>東京都墨田区文花一丁目32番9号</td> </tr> <tr> <td>荒川緑地フィールド・ハウス</td> <td style="text-align: center;">〔略〕</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2 表 〔略〕 付記 1 〔略〕 2 <u>テニス・コートの使用に際してナイター設備を使用した場合は、1面、1時間以内につき400円の使用料を納付しなければならない。</u> 3 区内に住所を有する者その他の規則で定める者以外の者が使用する場合の使用料の額は、この表（屋内運動場の貸切りでない場合、<u>付属設備・器具及び付記2に係る部分を除く。</u>）に定める額に当該額の5割相当額を加えた額とする。</p>	名称	位置	八広野球場～立花体育館	〔略〕	文花テニス・コート	東京都墨田区文花一丁目32番9号	荒川緑地フィールド・ハウス	〔略〕	<p>別表第1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>八広野球場～立花体育館</td> <td style="text-align: center;">〔略〕</td> </tr> <tr> <td>〔新設〕</td> <td></td> </tr> <tr> <td>荒川緑地フィールド・ハウス</td> <td style="text-align: center;">〔略〕</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2 表 〔略〕 付記 1 〔略〕 〔新設〕  2 区内に住所を有する者その他の規則で定める者以外の者が使用する場合の使用料の額は、この表（屋内運動場の貸切りでない場合<u>及び付属設備・器具に係る部分を除く。</u>）に定める額に当該額の5割相当額を加えた額とする。</p>	名称	位置	八広野球場～立花体育館	〔略〕	〔新設〕		荒川緑地フィールド・ハウス	〔略〕
名称	位置																
八広野球場～立花体育館	〔略〕																
文花テニス・コート	東京都墨田区文花一丁目32番9号																
荒川緑地フィールド・ハウス	〔略〕																
名称	位置																
八広野球場～立花体育館	〔略〕																
〔新設〕																	
荒川緑地フィールド・ハウス	〔略〕																

付 則

- 1 この条例は、令和7年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日以後の施設の使用に関し必要な手続、準備行為等は、同日前においても、この条例による改正後の墨田区営運動場条例の規定の例により行うことができる。